



福岡県医師会第 710 号（地）

平成 27 年 6 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より福岡県保健医療介護部健康増進課を通じて別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、厚生労働省が別紙のとおり作成したリーフレットを活用し、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について広く国民に呼びかけること、また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう医療機関等への注意喚起及び周知徹底を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：昭和大学三宅康史）において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン 2015」が作成されており、当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/）よりダウンロードできますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

「公印省略」

27健第1068号

平成27年5月29日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(保健事業係)

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

本県の保健医療行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、感謝いたします。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり周知依頼がありましたので、御多用中恐縮ですが、貴会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

健康増進課保健事業係

担当：吉田

TEL：092-643-3270

FAX：092-643-3271



事務連絡
平成27年5月26日

各	都道府県 保健所設置市 特別区	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康局	総務課
医政局	総務課	
医薬食品局	総務課	
労働基準局	安全衛生部	労働衛生課
職業安定局	雇用開発部	高齢者雇用対策課
雇用均等・児童家庭局	総務課	
社会・援護局	総務課	
社会・援護局	障害保健福祉部	企画課
老健局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関

等への注意喚起及び周知徹底方よろしく願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：昭和大学三宅康史)において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/)のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成27年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(平成27年5月14日付け基安発0514第1号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

小貫 正子、吉住 奈緒子、鈴木 麻利

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2394)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : onuki-masako@mhlw.go.jp

yoshizumi-naoko@mhlw.go.jp

suzuki-mari@mhlw.go.jp

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



厚生労働省